

宿泊療養証明書のご請求について

1. 宿泊療養証明書とは

宿泊療養証明書とは、東京都が運営した新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設(ホテル等)で療養されたことを証明するものです。療養された期間によっては発行できない場合がありますのでご注意ください。

| 医療機関で陽性と診断された日 | 療養証明の可否 |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 令和5年5月8日以降 | × (発行できません) |
| 令和4年9月26日から令和5年5月7日まで | 発生届対象の方：○ 発生届対象外の方：× (発行できません) |
| 令和4年9月25日まで | ○ |

【注意 1】

御自身の発生届については、療養時の住所を管轄している保健所にご確認ください。

【注意 2】

令和4年9月26日から令和5年5月7日までの間の発生届対象者は、厚生労働省からの事務連絡により以下の要件のいずれかに該当する方に限ります。

(a) 療養時 65 歳以上の方 (b)入院を要する方 (c)重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断した方 (d)妊婦

【注意 3】

証明書は療養時の氏名・住所で発行します。改姓された方、転居された方は申請様式には療養時の氏名・住所を記載していただき、備考欄に現在の氏名、住所をご記載ください。

2. 申請手続について

申請は電子申請、または郵送により承ります。

電子申請に対しては PDF ファイルにより発行いたします。

PDF ファイルのダウンロード有効期限は東京都から送信した日を含め **90日間**です。

ただし令和6年10月21日午前11時59分までに申請された方の有効期限は **45日間**となりますので御注意ください。

郵送による申請に対しては紙の証明書を発行し、ご返送いたします。

請求前に下記の「よくある質問について」を必ずお読みください。

<よくある質問について>

【Q1】 申請してから証明書の発行までどれくらいの期間がかかりますか？

【A1】 通常は2週間から3週間程度です。

【Q2】 発生届の対象者ではありませんが、宿泊療養証明書を請求することはできますか？

【A2】 厚生労働省の事務連絡で、発生届の対象外の患者については療養証明を行わないこととされています。

このため東京都も同様に発生届の対象外の方について宿泊療養証明の発行は行いません。

【Q3】 ホテル療養する前に自宅療養していました。自宅療養期間の証明書を請求することはできますか？

【A3】 東京都ではホテルへの入所退所の情報と照合の上、宿泊療養施設(ホテル等)での療養期間について証明書を発行しております。自宅での療養期間は含まれません。

なお、自宅療養証明書発行の担当は療養時の住所を管轄している保健所となります。

(すでに証明書の発行取扱を終了した保健所もあります。詳細は保健所へお問い合わせください)

【Q4】 保険会社の書式で証明書を発行することはできますか？

【A4】 保険会社等、東京都以外の書式による証明書の発行はできません。

【Q5】 外国語の宿泊療養証明書はありますか？

【A5】 日本語のみ対応しています。

【Q6】 令和5年5月8日以降療養していた場合、宿泊療養証明書を請求することはできないのでしょうか？

【A6】 **令和5年5月8日以降は感染症法に基づく入院措置・勧告・外出自粛要請を求められないため**宿泊療養証明書を発行することはできません。

5月7日以前に入所し引き続き5月8日以降も療養された方については、発生届の対象者であれば5月7日までの期間の宿泊療養証明書を発行することはできます。

3. 宿泊療養証明書の内容

宿泊療養証明書の内容は下記の項目で、東京都保健医療局長名で発行いたします。

- ① 療養時の氏名
- ② 療養時の住所
- ③ 宿泊療養施設等へ入所されていた期間
- ④ 療養した宿泊療養施設名(ホテル等)

<関連法令>

令和2年5月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

令和4年9月12日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

令和5年3月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

<問い合わせ先>

保健医療局感染症対策部医療体制整備第一課宿泊療養証明担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

TEL:03-5320-4478（平日 午前9時から午後5時まで受付）

MAIL: S1150704@section.metro.tokyo.jp